

平成16年7月新潟・福島豪雨による被害状況等について

平成16年8月26日
12時00分現在
内閣府

1. 大雨の状況

- ・新潟県栃尾市で総降水量 427 ミリ（7月12日18時～13日24時）
- ・福島県只見町で総降水量 333 ミリ（7月12日18時～13日24時）

2. 被害等の状況

都道府県名	人的被害（人）				住家被害（棟）				
	死者	行方不明者	負傷者 （重傷）（軽傷）		全壊	半壊	一部破損	浸水 （床上）（床下）	
福島県	0	1	1	0	0	0	0	8	90
新潟県	15	0	2	1	30	128	94	7,291	6,345
合計	15	1	3	1	30	128	94	7,299	6,435

（消防庁調べ）

- ・信濃川水系の五十嵐川、刈谷田川等で堤防の破堤・溢水
- ・浸水により、多数の住民や小中学校の児童生徒が孤立
- ・浸水及び土砂災害により、住宅、道路・河川等の公共施設、文教施設、農地、中小企業等に多くの被害発生
- ・これまでに、約25,000世帯に避難勧告・指示
- ・現在も新潟県の一部の地区で約10世帯に対し避難勧告が継続しているほか、新潟県で約80人が自主避難中
- ・延べ45,229人のボランティアが活動

3. 政府の主な対応

- ・災害対策関係省庁連絡会議の開催。
- ・井上防災担当大臣を団長とする政府現地調査団を新潟県へ派遣。（7月14日）
- ・佐藤内閣府副大臣を団長とする政府現地調査団を福島県へ派遣。（7月15日）
- ・小泉内閣総理大臣による被災地（新潟県）の現地視察。（7月19日）
- ・平成16年7月梅雨前線豪雨災害対策関係省庁局長会議を開催し、今回の豪雨災害の実態を検証しつつ「検討すべき課題」や「実施すべき対策」を具体的に確認。（7月26日）
- ・自衛隊の災害派遣により、7月13日から23日まで延べ約3,300名を派遣。土のう積み、ヘリコプターやボート等による孤立者救助、道路啓開等を実施。
- ・広域緊急援助隊を、7月14日から20日までに延べ約730名を派遣。ヘリコプターやボート等による孤立者救助、行方不明者捜索等を実施。
- ・緊急消防援助隊を、7月13日から15日まで延べ約690名を派遣。ヘリコプターやボート等による孤立者救助等を実施。
- ・海上保安庁が、ヘリコプターによる孤立者救助等を実施。
- ・国土交通省が、早期排水のため、排水ポンプ車、照明車等を現地へ派遣
- ・災害救助法を新潟県三条市、見附市、中之島町、長岡市、栃尾市、和島村、三島町に対して適用。（適用日7月13日）
- ・被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金支給制度を新潟県三条市、見附市、中之島町、長岡市、栃尾市、和島村、三島町に対して適用。（適用日7月13日）

平成16年7月福井豪雨による被害状況等について

平成16年8月26日
12時00分現在
内閣府

1. 大雨の状況

- ・福井県美山町美山で総降水量285ミリ（17日15時～18日24時）

2. 被害等の状況

都道府県名	人的被害（人）				住家被害（棟）				
	死者	行方不明者	負傷者 （重傷）（軽傷）		全壊	半壊	一部破損	浸水 （床上）（床下）	
福井県	3	2	4	15	66	135	229	4,052	9,672
合計	3	2	4	15	66	135	229	4,052	9,672

床上、床下浸水は、判明している数のみ（消防庁調べ）

- ・九頭竜川水系の足羽川、日野川等で堤防の破堤・溢水
- ・浸水により、多数の住民等が孤立
- ・浸水及び土砂災害により、住宅、道路・河川等の公共施設、鉄道施設、文教施設、農地、中小企業等に多くの被害発生
- ・これまでに、約55,000世帯以上に避難勧告・指示
- ・現在は、避難勧告は全て解除されたが、福井県で3名が自主避難中
- ・延べ57,899人のボランティアが活動

3. 政府の主な対応

- ・災害対策関係省庁連絡会議の開催。
- ・佐藤内閣府副大臣を団長とする政府現地調査団を福井県へ派遣。（7月20日）
- ・平成16年7月梅雨前線豪雨災害対策関係省庁局長会議を開催し、今回の豪雨災害の実態を検証しつつ「検討すべき課題」や「実施すべき対策」を具体的に確認。（7月26日）
- ・自衛隊の災害派遣により、7月18日から8月3日まで延べ約3,500名を派遣。ヘリコプターやボート等による孤立者救助、道路啓開作業、防疫作業等を実施。
- ・広域緊急援助隊を、7月18日から20日までに延べ約530名を派遣。ヘリコプターやボート等による孤立者救助、行方不明者搜索等を実施。
- ・緊急消防援助隊を、7月18日から19日までに延べ約680名を派遣。ヘリコプターやボート等による孤立者救助等を実施。
- ・海上保安庁が、ヘリコプターによる孤立者救助等を実施。
- ・国土交通省が、早期排水のため、排水ポンプ車、照明車等を現地へ派遣。
- ・災害救助法を福井県福井市、鯖江市、今立町、美山町、池田町に対して適用。（適用日7月18日）
- ・被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金支給制度を福井県福井市、鯖江市、今立町、美山町、池田町に対して適用。（適用日7月18日）

平成16年台風第10号、台風第11号及び関連する大雨 による被害状況について

平成16年8月26日
12時00分現在
内閣府

1. 大雨の状況

- ・徳島県神山町旭丸で総降水量1,243ミリ（7月29日0時～8月2日24時）
- ・奈良県上北山村で総降水量731ミリ（8月4日0時～8月5日16時）

2. 被害等の状況

都道府県名	人的被害(人)				住家被害(棟)				
	死者	行方不明者	負傷者 (重傷) (軽傷)		全壊	半壊	一部破損	浸水 (床上) (床下)	
東京都	0	0	0	0	0	0	4	0	0
三重県	0	0	0	0	0	0	2	5	28
京都府	0	0	0	2	0	0	0	0	0
大阪府	0	0	0	1	0	0	7	0	0
兵庫県	0	0	0	2	0	0	0	0	8
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0	9
和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	2	1
岡山県	0	0	0	1	0	0	4	2	225
広島県	0	0	1	8	0	0	16	60	1,440
山口県	0	0	0	0	0	0	0	0	12
徳島県	0	2	2	0	10	12	16	4	68
香川県	0	0	0	1	0	0	2	0	89
愛媛県	1	0	0	1	0	0	9	5	143
高知県	0	0	0	0	2	3	5	138	395
合計	1	2	3	16	12	15	65	216	2,418

(消防庁調べ)

- ・四国・中国地方を中心に各地で土砂災害や浸水による被害が発生
- ・土砂崩れ等による道路不通により、徳島県4地区、愛媛県2地区が孤立（現在は道路復旧済）
- ・これまでに、約750世帯以上に避難勧告
- ・現在も徳島県の一部の地区で避難勧告が継続しているほか、徳島県で約30人が自主避難中

3. 政府の主な対応

- ・自衛隊の災害派遣により、8月2日から6日まで延べ約230名を派遣。ヘリコプター等による孤立者救助等を実施。
- ・国土交通省が、早期排水のため、排水ポンプ車、照明車等を現地へ派遣。
- ・災害救助法を徳島県上那賀町及び木沢村に対して適用。（適用日7月31日）

平成16年台風第15号と前線に伴う大雨による被害状況等について

平成16年8月26日
12時00分現在
内閣府

1. 大雨の状況

- ・愛媛県四国中央市富郷で総降水量610ミリ（8月17日0時～20日24時）

2. 被害等の状況

都道府県名	人的被害(人)				住家被害(棟)					
	死者	行方不明者	負傷者 (重傷) (軽傷)		全壊	半壊	一部破損	浸水 (床上) (床下)		
北海道	0	0	0	2	0	0	7	1	5	
青森県	0	0	0	0	0	0	12	1	17	
岩手県	0	0	1	2	0	0	31	0	0	
秋田県	0	0	1	2	0	0	35	16	74	
山形県	1	0	0	3	0	0	36	0	0	
新潟県	0	0	0	0	0	0	5	2	13	
石川県	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
静岡県	0	0	0	0	0	1	0	1	31	
京都府	0	0	0	0	0	0	1	0	106	
兵庫県	0	0	0	0	0	0	0	11	210	
鳥取県	0	0	0	1	0	0	1	0	1	
島根県	0	0	0	1	0	0	0	1	30	
岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
山口県	0	0	0	1	0	0	0	1	46	
徳島県	0	0	0	0	0	0	0	5	42	
香川県	5	0	0	0	0	4	2	12	655	
愛媛県	4	0	1	1	3	0	6	643	1,068	
高知県	0	0	1	1	2	0	3	0	0	
熊本県	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
合計	10	0	4	15	5	5	139	694	2,303	

床上、床下浸水は、判明している数のみ（消防庁調べ）

- ・四国地方を中心に各地で土砂災害や浸水による被害が発生
- ・土砂崩れ等による道路不通により、高知県大川村において児童らが孤立（全員救出済み）
- ・これまでに、約2,400世帯以上に避難勧告・指示
- ・現在、避難勧告は全て解除されたが、愛媛県で4人が自主避難している

3. 政府の主な対応

- ・自衛隊の災害派遣により、8月18日から20日まで延べ約60名を派遣。ヘリコプター等による孤立者救助、ため池の排水作業を実施。
- ・災害救助法を愛媛県新居浜市及び高知県大川村に対して適用。（適用日8月17日）
- ・被災者生活再建支援法を愛媛県新居浜市に対して適用。（適用日8月17日）